ザ・ウィンド・アンサンブル規約

(目的並びに会の設置)

第一条 音楽を通じて自己の情操の育成を図るとともに、仲間との友好を深め、長 岡市および地域住民の公共的活動に寄与し、各種演奏活動を通じて地域お よび個人の音楽技術の向上を図ることを目的とし、ザ・ウィンド・アンサ ンブル(以下ウィンズという)を設置する。

(名称)

第二条 ウィンズの正式名称はザ・ウィンド・アンサンブルであるが、対外的な事 等でどこの団体かはっきりさせたほうが良い場合などは、長間ザ・ウィン ド・アンサンブルと呼ぶ場合もある。また、愛称としてウィンズと呼ぶ場 合もある。

(組織)

第三条 ウィンズは第一条の目的を理解し、入会した者をもって組織する。 (郭務所)

第四条 ウィンズの事務所は長岡在住の役員の家に置く。

(役員)

第五条 ウィンズに次の役員を置く。

代表	1 名
事務局	1 名
ステージマネージャー	1名
会計 :	1名
楽譜	1名
指揮者 .	1名

二、役員はザ・ウィンド・アンサンブル会員(以下会員という)の中から選出 して決定する。

(役員の任期)

第六条 役員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

二、役員に欠員が生じた場合は、十四日以内に前任者の指名もしくは会員の選 出で補充する。

(役員の任務)

- 第七条 代表はウィンズを代表し、活動を統轄する。
 - 二、事務局は通常活動における事務を担当する。
 - 三、ステージマネージャーは演奏会活動における事務を担当する。
 - 四、会計は運営資金の出納、出納簿の管理を行う。
 - 五、楽譜はウィンズの楽譜管理を行う。
 - 六、指揮者は音楽指揮および音楽全般について統轄する。また、指揮者が必要 と認めたとき、副指揮者、トレーナー等を指名することができる。

(会員の義務)

- 第八条 会員は常に音楽技術の向上に務めなければならない。
 - 二、練習中および演奏中は規律ある態度のもとに全力をあげてこれに専念しな ければならない。
 - 三、会員は自々の本業に著しく支障をきたす活動を行ったり、これを強要して はいけない。
 - 四、会員は特殊な事情のない限り定期演奏会に出演することとし、その時軍党 資金として五千円を納めなければならない。

(義務違反)

第九条 代表は会員が前条の会員の義務に反し、若しくはウィンズの規律を乱しウィ ンズ会員として好ましくないと認めたときは退団を命ずることができる。

(欠席等の届出)

会員は練習日または出演日に欠席しようとするときはあらかじめ代表に 第十条 届出なければならない。 ただしやむを得ない事由により届出られないときには、練習日に代表に 屈出るものとする。

(服装)

第十一条 会員は出演するときは定められた服装を着用するものとする。

(運営資金)

第十二条 ウィンズの運営資金は会員から徴収する運営資金と演奏活動収益金をもっ てこれにあてる。

(消奏)

第十三条 ウィンズは次の場合に演奏する。

ただし会員の都合等で演奏不能と代表が認めた場合はこの限りではない。

- (一)ウィンズの定期演奏会および各種演奏会。
- (二)公共的諸行事で演奏の依頼を受けたとき。
- (三)代表が特に必要と認めるとき。

(演奏中の心得)

第十四条 会員は演奏するとき次の事項を守らねばならない。

- (一)代表の命に従い、規律ある団体行動をすること。
- (二)容姿を端正にし品位の保持に努めること。

(会議)

第十五条 会議は総会および特別会とし、総会は年一回の定例会の外必要に応じて 開催し、特別会は必要の都度代表が指名したものを召集し開催する。

(入会手続き)

第十六条 ウィンズの入会を希望するものは代表にその旨届出、受理されたのち会

二、入会した者はすみやかにザ・ウィンド・アンサンブル会員名簿に搭載さ れる。

(入会資格)

第十七条 ウィンズの入会資格は長岡市内に居住または、関係のある者で、溝十八 才以上(高校生を除く)の者でなければならない。ただし、ウィンズの 編成等により特に代表が必要と認めた場合は市外からの入会を認めるこ とができる。

(1 (1)

第十八条 ウィンズに次の簿冊を備える。

- (一) ザ・ウィンド・アンサンブル会員名簿
- (二) 備品台帳
- (三) 楽譜台帳
- (四) 出納簿

(規約の改正)

第十九条 この規約を改正しようとするときは、総会出席会員の過半数の賛成を得 なければならない。

付則

この規約は、昭和62年11月1日より施行する。